

サービス終了に伴うお手続きについて

< インターネットをご契約の方 >

* 以下の書類の提出と機器の返却が必要となります。

- ① 輪島市インターネット接続サービス解約届(様式第24号)
- ② LANケーブル(1.8m)2本 ◆写真参考◆
- ③ ケーブルモデム ※返却必須※ ◆写真参考◆
- ④ 電源アダプタ 2個 ※返却必須※ ◆写真参考◆
- ⑤ ボイプ本体 ※返却必須※ ◆写真参考◆
- ⑥ 縦置スタンド 2個 ◆写真参考◆
- ⑦ 電話回線ケーブル 2本 ◆写真参考◆

返却機器につきましては、③～⑤を除いて見つかった分だけでよいので、ご返却ください。

※ケーブルテレビを脱退ご希望の方は、必要書類等をお送りしますので、ご連絡ください。

◇◆◇ 書類と返却機器の提出先 ◇◆◇

～ 書類は、同封の返信用封筒で送付していただいてもかまいません。～

※お手数ですが、お近くの窓口まで提出をお願いいたします。

輪島市役所(新館1階 総合案内窓口)	三井出張所
門前総合支所(3階 放送課)	南志見出張所
町野支所	西保出張所